

別表六(二十四)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二十四) 令五・四・一以後終了事業年度分

事業年度		法人名		
特定寄附金の額の合計額 (23の計)	1	円	調整前法人税額 (6)	11
税額控除基準額 $(1) \times \frac{40}{100}$	2		税額控除超過取戻税額等の加算額 (別表六(十)付表「30」+「35」)+ (別表六(十四)付表二「19」+「24」)	12
差引税額控除基準額残額 (2)-(22)	3		通算法人の仮装経理に基づく 過大申告の場合等の法人税額 に係る加算額	13
特定寄附金基準額 $(1) \times \frac{10}{100}$	4		法人税額調整加算額 の (別表三(二)「25」)+(別表三(二)の二 「26」)+(別表三(三)「21」)+(別表六 (三十一)「31」)	14
税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5		加算課税額 (12)+(13)+(14)	15
			法人税額の 控除の 基礎 税額 (別表六(六)「7の②」+「7の④」 から「7の⑦」までの合計+「7の ⑩」+「7の⑬」+「7の⑱」から「7 の㉒」までの合計)	16
			者等 の②から 「7の⑩」 計+「7の ⑬」の合計)	17
			(17))	18
(5)と(7)のうち少ない金額)			税額の 加算対象通算対象欠損調整額等	19
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	9		控除対象通算適用前欠損調整額等	20
法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10		住民税額控除額の計算の基礎となる 法人税額 (18)+(19)-(20) (20)>(18)+(19)-(15)の場合は(15))	21
			住民税額控除額 $(21) \times \frac{1.4}{100}$	22
特定寄附金に関する明細				
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額	
			23	
			円	
		計		

「10」欄
 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の2第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00652」
 ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額